

## 岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 条中「協議を行う」の次に「とともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関し必要な協議を行う」を加える。

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること

第 4 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

## 附 則

この規約は、公布の日から施行する。

## 【提案理由】

道路運送法において、運賃の改定などの様々な手続きの特例措置が設けられており、本協議会規約に道路運送法の機能を設けることで、状況の変化等に柔軟に対応することが可能となることから、所要の改正をしようとするものであります。